

平成31年度

# 推薦入学者選抜募集要項

鹿児島県立串木野高等学校

## 1 実施の趣旨

特に優れた資質を有する個性豊かな生徒の入学を促進し、学校の活性化・特色づくりをより一層進めるために実施する。

## 2 募集定員

本校募集定員(80人)の100分の10(8人)以内とする。

## 3 出願資格

平成31年3月に本県の中学校を卒業する見込みの者で、次の(1)～(3)のいずれにも該当し、かつ、在学する中学校の校長(以下「中学校長」という)が推薦する者

- (1) 本校に入学する意思が確実で、志願する動機や理由が適切で確固たる目的意識を有する者
- (2) 人物に優れ、本校の教育を受けるにふさわしい学業成績である者
- (3) 次のア、イ、ウのいずれかの分野を満たしており、本校でさらに継続して活動し伸ばしようとする意欲の旺盛な者
  - ア スポーツ活動、文化活動に積極的に取り組んだ者
  - イ 生徒会活動やボランティア活動等に積極的に取り組んだ者
  - ウ 特定の教科において優れた能力を有する者

なお、楠隼高等学校入学者選抜に出願した者は、推薦入学者選抜に出願することはできない。

## 4 出願期間

平成31年1月22日(火)から1月28日(月)正午(必着)までとする。

※ 受付は、平日の午前8時30分から午後4時30分までとし、最終日は正午までとする。郵送の場合は返信用封筒(簡易書留料金と郵送料に相当する切手(392円分)を貼り、郵便番号、宛名を明記した長形3号)を同封し、**最終日正午**までに必着のこと。

## 5 出願先

鹿児島県立串木野高等学校(〒896-0024 いちき串木野市美住町65番地 TEL 0996-32-2064)

## 6 出願手続き及び留意事項

- (1) 推薦入学志願者は、中学校長を経て、推薦入学願書を提出しなければならない。
- (2) 中学校長は、次の書類を**出願期間内**に、本校校長へ提出しなければならない。

ア	推薦入学願書	左上肩に推薦と朱書してある本校所定のもの
イ	入学検定料	推薦入学願書の所定の欄に <b>2,200円分</b> の鹿児島県の収入証紙を貼付すること
ウ	推薦書	県教育委員会が定めた様式のもの(様式10)
エ	顔写真	受検票にタテ4cm×ヨコ3cmの顔写真(裏面に志願者の氏名と出身中学校名を記入したもの)を貼付すること
オ	推薦入学者選抜出願者総括表	県教育委員会が定めた様式のもの(様式2-2)
カ	調査書	県教育委員会が定めた様式のもの(様式4)
キ	成績一覧表	県教育委員会が定めた様式のもの(様式5-1, 5-2)

- (3) 顔写真は3か月以内に撮影した上半身、脱帽のものとする。
- (4) 「受検票」は、中学校長を経て出願者に交付する。
- (5) 提出された推薦入学願書等に不正を発見した場合は、入学許可後であっても入学を取り消すことがある。

## 7 選抜の方法

選抜は、次の記録及び結果を総合的に判断して行う。

- (1) 推薦書           (2) 調査書           (3) 作文           (4) 個人面接
- (5) 実技（「3 出願資格(3)」のアに該当する者）または面接（「3 出願資格(3)」のイ、ウに該当する者）

## 8 選抜の期日等

- (1) 期 日       **平成31年2月5日(火)** 午前9時集合
- (2) 場 所       鹿児島県立串木野高等学校（会議室）
- (3) 携行品       受検票・筆記用具・上履き・実技に必要な服装及び道具(体育服・体育館シューズ等)

## 9 選抜結果の通知及び発表等

- (1) 選抜結果については、**平成31年2月12日(火)**に中学校長宛て電話で連絡するとともに、推薦入学者選抜結果通知書（様式11）及び推薦入学許可予定通知書（様式12）を送付する。
- (2) 推薦入学許可予定者については、本校における入学者選抜学力検査は行わない。
- (3) 推薦入学許可予定者は、**平成31年2月15日(金)正午**までに、入学確約書（様式14）を本校校長宛て提出することとし、原則として、本県公立高等学校入学者選抜学力検査を受検することはできない。
- (4) 推薦入学許可予定者の合格発表は、**平成31年3月14日(木)午前11時以後**に、本校において受検番号で行う。
- (5) 合格者は**平成31年3月14日(木)午後1時40分**、保護者同伴で本校体育館に集合すること。当日は、入学に必要な書類配付、教科書販売、制服の採寸等を行う。
- (6) 選抜の結果、不合格になった者は、改めて本県公立高等学校入学者選抜学力検査を受検することができる。
  - ア 推薦入学者選抜の受検票を本校校長に出願期間内に提出し、改めて受検票の交付を受けるものとする。入学願書、調査書の提出及び入学検定料の納入は必要としない。
  - イ 本校と異なる高等学校を志願する者は、アの手続きをとった上で、出願変更期間内に所定の出願変更手続きをとるものとする。この場合、入学検定料の納入が必要となる。